掛川市条例第４号

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和３年２月２４日

掛川市長

（別紙）

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部を改正する条例

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>対象校</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>掛川市大須賀学校給食センター</td><td>（略）</td><td>掛川市立大須賀中学校
掛川市立横須賀小学校
掛川市立大渕小学校
<u>掛川市立横須賀幼稚園</u>
掛川市立大渕幼稚園</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>対象校</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>掛川市大須賀学校給食センター</td><td>（略）</td><td>掛川市立大須賀中学校
掛川市立横須賀小学校
掛川市立大渕小学校

掛川市立大渕幼稚園</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。